

香美町日常生活用具

(令和5年4月1日更新)

(介護・訓練支援用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	寝たきりの状態にある難病患者等			
特殊マット	重度の知的障害及び下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者(常時介護を要する者に限る。)	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	汚染防止マット 24,600円
	寝たきりの状態にある難病患者等			エアマット 102,000円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、原則として学齢児以上の者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	自力で排尿ができない難病患者等			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者(入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	障害児・者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者(下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	介助者が障害児・者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	寝たきりの状態にある難病患者等			
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	介護者が障害児・者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	昇降座いす 159,000円 上記以外 250,000円
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上の児童	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			

(自立生活支援用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって3歳以上の者	障害児・者等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	23,100円
	常時介護を要する難病患者等			
		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの		A

香美町日常生活用具

(令和5年4月1日更新)

頭部保護帽	重度の知的障害及び重度の下肢、体幹又は平衡機能障害により頻繁に転倒する者	A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	15,656円 B 37,852円 (上記価格はオーダーメイド品に適用し、既製品は上記価格の80%の範囲内の額とする。)
T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害者	歩行困難な者が立位、歩行時の安定を保てるもの	3年	木材 2,420円 軽金属 3,300円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	重度の知的障害で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者 上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者等を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	重度の身体障害者及び重度の知的障害者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	上記に同じ 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び重度の知的障害者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障害児・者等が容易に使用し得るもの	10年	12,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

(在宅療養等支援用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、原則として学齢児以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者等であって、必要と認められる原則として学齢児以上の者 呼吸機能に障害のある難病患者等	障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円 (電気式たん吸引器との両用器については75,900円)
電気式たん吸引器	上記に同じ	障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円 (ネブライザーとの両用器については75,900円)

香美町日常生活用具

(令和5年4月1日更新)

人工鼻	音声・言語機能障害児・者のうち、咽頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち医療保険等による給付を受けることができないもの	障害児・者等が容易に使用し得るもの	—	24,200円
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	視覚障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	視覚障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上	視覚障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円

(情報・意思疎通支援用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体障害児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚障害2級以上で、周辺機器を使用しなければパソコンの操作が困難であると認められる者	周辺機器及びアプリケーションソフトを使用することにより、障害児・者等がパソコンを円滑に操作できるもの	5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視力の低下、視野狭窄がある視覚障害児・者等で、必要と認められる者	標準型と携帯用があり、点字習得の状態や生活状況、使用目的により判断する。 (標準型) A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス12行、片面書プラスチック製 (携帯型) A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 A 10,712円 B 6,978円 携帯型 A 7,416円 B 1,700円
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの または、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	文字情報を暗号化した情報又は活字文書を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者等が容易に使用し得るもの	6年	99,800円

香美町日常生活用具

(令和5年4月1日更新)

視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	ICタグ又はシールに音声データに関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者等が容易に使用し得るもの	6年	39,900円
視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上、又は下に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	226,000円 タブレット端末 50,000円
視覚障害者用音声読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者 なお、視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な者を原則とする。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上、又は下に置くことで、文字を音声で読み上げるもの	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	障害児・者等が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者等又は発声、発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者等が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	音声・言語障害、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	障害児・者等が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 8,100円 電動式 70,100円
点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害児・者等	点字により作成された図書	—	—
地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	テレビ音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	29,000円

(排泄管理支援用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
ストーマ装具、紙おむつ	ストーマ造設を行った膀胱、直腸機能障害児・者	給付対象となるのは、次に掲げるとおりとする。	—	蓄便袋 9,460円
	脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は筋ジストロフィーで3歳未満に発症した脳障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難であるため、紙おむつを必要とする3歳以上の者	ア ストーマ装具 ストーマ用品、洗腸用具 イ 紙おむつ 紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品		蓄尿袋 12,430円 紙おむつ 21,890円
収尿器	膀胱機能障害等により排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストーマを造設した者	障害者が容易に使用し得るもの	1年	8,800円

香美町日常生活用具

(令和5年4月1日更新)

(住宅改修費)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	障害児・者等の移動等を円滑にする用具で、設置にあたり次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000円
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 筋ジストロフィーにより紙おむつ等を必要とする者とは、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 自力でトイレに行けない者
 - イ 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができない者
 - ウ 介助による定時排泄をすることができない者
- 4 居宅生活動作補助用具の給付は原則1回とする。
- 5 使用者本人が希望するデザイン・素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、基準額との差額を申請者が負担する。
- 6 別表対象者欄中、これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 障害者本人を除く世帯員が、義務教育修了前の者のみである世帯
 - イ 障害者本人を除く世帯員が、介護保険法により、要介護1以上に認定されている者のみの世帯
 - ウ 障害者本人を除く世帯員が、就労・就学のため外出しており、実質障害者のみの世帯
 - エ その他町長が特に必要と認めるもの